

告示

埼玉県告示第三百八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる寄附金の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和七年五月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 寄附金、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

寄附金	指定納付受託者の事務所の所在地、名称及び代表者氏名	指定期間
ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」を利用して納付される寄附金	東京都品川区上大崎三丁目一番一号株式会社トラストバンク 代表取締役 川村 憲一	令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
	東京都渋谷区道玄坂一丁目二番三号GMOペイメントゲートウェイ株式会社 代表取締役 相浦 一成	
	茨城県水戸市南町三丁目四番十二号株式会社めぶきカード 代表取締役 木村 浩幸	
ふるさと納税サイト「さとふる」を利用して納付される寄附金	東京都港区海岸一丁目七番一号SBペイメントサービス株式会社 代表取締役社長 榛葉 淳	令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
	東京都千代田区紀尾井町一番三号PayPay株式会社 代表取締役社長執行役員CEO 中山 一郎	

二 指定をした日

令和七年四月一日